

議案第41号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に関する意見決定
の件

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和4年11月7日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案に関する意見

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案については、異議ありません。

令和4年11月7日

西宮市教育委員会

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、議決を求める。

令和4年 月 日提出

西宮市長 石井登志郎

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約(昭和54年4月1日規約第1号)の一部を次のように変更する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

一部事務組合の規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○丹波少年自然の家事務組合理約(現行抄)

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町

丹波市 丹波篠山市(組合を組織する地方公共団体)

(組合議会の組織)

第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、18人とする。

別表

項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

(参考3)

○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例に

よることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合理約の変更について（説明）

1 概要

丹波少年自然の家事務組合の構成市町のうち、尼崎市が令和5年3月31日付で脱退することに伴い、同事務組合の規約について必要な変更を行うもの。

2 規約変更の手続きについて

(1) 議会の議決

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約変更は関係地方公共団体の協議によって定められるが、同法第290条により、その前提として関係地方公共団体の議会の議決が必要とされているため、12月市議会定例会に本庁政策総務課より議案が提出される予定。

(2) 教育委員会の意見聴取

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は(1)の議決をする前に教育委員会の意見を聴くことが義務付けられているため、12月市議会定例会開会後に議会より意見聴取にかかる文書が送付されてくる予定（議決日の前日までに回答が必要）。

3 規約の変更点

丹波少年自然の家事務組合理約変更 新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p> <p><u>尼崎市</u> 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p> <p>西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 <u>川西市</u> 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p>
<p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>18人</u>とする。</p>	<p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>16人</u>とする。</p>

別表				別表			
項目	関係市町	負担区分		項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別			市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80	施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20		丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100	施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
	施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81		100分の90	施設の管理運営費	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
丹波市		—	100分の7	丹波市	—		100分の7
篠山市		—	100分の3	丹波篠山市	—		100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取)

第12条 教育組合のうち法第二十一条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第二百八十六条若しくは第二百八十八条の協議又は同法第二百九十一条の三第一項若しくは第三項若しくは第二百九十一条の十第一項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第二百九十条又は第二百九十一条の十一の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。(後略)

令和4年10月24日
(2022年)

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議についての議案を作成するに当たり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。